

しゃかいふくしほうじん みなみとうほくふくしじぎょうだん  
社会福祉法人 南東北福祉事業団

しょうがいしゃしえんしせつ えごた もり  
障害者支援施設 江古田の森

じゅうようじこうせつめいしよ しせつにゆうしよしえん せいかつかいご  
「重要事項説明書 施設入所支援・生活介護」

あなたに対する指定障害者 支援施設サービス提供 の開始にあたり、厚生

労働省令 に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

めい しょう 名称	しゃかいふくしほうじん みなみとうほくふくしじぎょうだん 社会福祉法人 南東北福祉事業団
しょうざいち 所在地	とうきょうとなかのくえごた ちょうめ ほん ごう 東京都中野区江古田3丁目14番19号
でんわばんごう 電話番号	03-5318-3711 (代表)
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちやう わたなべ さだよし 理事長 渡邊 貞義
せつりつねんげつ 設立年月	へいせい ねん がつ か 平成9年10月7日

2. 利用施設

じぎょうしよ しゆるい 事業所の種類	せいかつかいごじぎょう しせつにゆうしよしえん へいせい ねん がつ にちかいしよ 生活介護事業・施設入所支援 平成19年4月1日開所
じぎょうしよ めいしやう 事業所の名称	しょうがいしゃしえんしせつ えごた もり 障害者支援施設 江古田の森
じぎょうしよ しょうざいち 事業所の所在地	とうきょうとなかのくえごた ちょうめ ほん ごう 東京都中野区江古田3丁目14番19号
れん らく さき 連絡先	でんわばんごう 電話番号 03-5318-3711 (代表) だいひょう ファックス 03-5318-3712 (代表)

かんりしゃ 管理者	しせつちよう あべのまさあき 施設長 安部野正明
サービス管理 せきにんしゃ 責任者	あべのまさあき なかじまよしみ いながわひろゆき 安部野正明 中島佳美 稲川宏行
じっしちいき サービスの実施地域	なかのく いちぶ とうきょうとぜんいき 中野区 一部は東京都全域
しゅたいしょうしゃ 主たる対象者	しんたいしょうがいしゃ ちちてきしょうがいしゃ 身体障害者・知的障害者
てんいん 定員	せいかつかいご しんたいしょうがいしゃ めい ちてきしょうがいしゃ めい 生活介護 身体障害者：15名 知的障害者：15名 しせつにゆうしょ しんたいしょうがいしゃ めい ちてきしょうがいしゃ めい 施設入所 身体障害者：10名 知的障害者：30名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成19年4月1日
じぎょうしょばんごう 事業所番号	1311400707

### 3. サービスの目的・運営方針

もく 目 的	せいかつかいご たいしょうしゃ たいし にちちゆうかつどう あわ せ て やかん 生活介護の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける にゆうよく はいせつまた しよくじ かいご ていきよう もくてき 入浴、排泄又は食事の介護などを提供することを目的として、 しょうがいしゃしせつ ひつよう かいご しえん 障害者施設において、必要な介護、支援をする。
うんえいほうしん 運営方針	かんけいほうれいじゅんじゅんしゅ ほか しゃかいしげん れんけい はか てきせいかつ 関係法令を 遵守 し、他の社会資源との連携を図った適性且つきめの こま せいかつかいご ていきよう 細かな生活介護サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて 建 物	こう ぞう 構 造	てつきん ちじょう かい ち か かいだて 鉄筋コンクリート地上7階／地下1階建 たい かけんちくもの たいしんこうぞう (耐火建築物) (耐震構造)
	しきちめんせき 敷地面積	へいほう 9,000平方メートル
	の ゆかめんせき 延べ床面積	へいほう 18,261.68平方メートル

(2) 主な設備

	へやかず 部屋数	び こう 備 考
さぎょうしつ 作業室	しつ 5室	かい しつ かい しつ 1階 1室 2階 4室
そうだんしつ 相談室	しつ 4室	かい しつ かい しつ 1階 2室 2階 2室
しょく どう 食 堂	しつ 6室	かい しつ かい しつ 1階 2室 2階 4室
よく しつ 浴 室	しつ 4室	かい しつ 1階 2室 かい しつ 2階 2室 こよく きかいよく ※個室・機械浴あり
シャワーしつ シャワー室	しつ 1室	かい しつ 1階 1室
せんめんじょ 洗面所	かしよ 65ヶ所	かい かしよ かい かしよ 1階 20ヶ所 2階 45ヶ所
トイレ	かしよ 30ヶ所	かい かしよ かい かしよ 1階 15ヶ所 2階 15ヶ所
しんさつしつ 診察室	しつ 1室	かい しつ 2階 1室
たもくてきしつ 多目的室	しつ 6室	かい かしよ かい かしよ 1階 2ヶ所 2階 4ヶ所
りびょうしつ 理美容室	しつ 1室	かい しつ 1階 1室
きのうかいふくくんれんしつ 機能回復訓練室	しつ 3室	かい かしよ うち かしよ しょくどう けんよう 1階 3ヶ所(内2ヶ所は食堂と兼用)

とうじぎょうしよ こうせいろうどうしよう さだ してい きじゆん じゆんしゆ きじゆんいじよう しせつ  
当事業所では、厚生労働省 の定める指定基準を遵守 し、基準以上の施設・  
せつび せつち  
設備を設置しています。

ていきょうしよくいん せつちじょうきょう  
5. サービス提供職員の設置状況

しよく しゅ 職 種	いんずう 員数	じょう きん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		び こう 備 考
		せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務	
かんりしや 管理者	1		1			
かんりせきにんしや サービス管理責任者	3	1	2			
い し 医 師	2				2	嘱託含む
かんごしよく 看護職	3		3			
しよく リハビリ職	3		3			
せいかつしえんいん 生活支援員	5 5		4 7		8	
かんりえいようし 管理栄養士	1		1			
じむいん 事務員	6		4		2	

とうじぎょうしよ こうせいろうどうしやう さだめるしていきじゆん じゆんしゆ していしやうがいふくし  
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービ  
スを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、施設  
にゆうしよしえん せいかつかいご しよくいん けんむ  
入所支援と生活介護の職員は兼務となります。

そ の た せんもんでき しえんなど かかわるじゆうぎょうしや はいちじょうきょう  
〈その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況〉

- \* とうじぎょうしよ じょうきき とおりしていき じゆんうえもとめ しよくいん はいち うわまわる  
当事業所では、上記の通り指定基準上求められる職員の配置を上回る  
しよくいんたいせい いじょう しつ たかい ていきょう つとめ  
職員体制（1. 7 : 1以上）で、より質の高いサービス提供に努めてお  
ります。
- \* とうじぎょうしよ せいかつしえんいん いつていすう しやかいふくしし せいしんほけんふくしし  
当事業所では、生活支援員として一定数の社会福祉士、精神保健福祉士、  
かいごふくしし はいち せんもんでき ていきょう つとめて  
介護福祉士を配置しており、専門的なサービス提供に努めております。
- \* とうじぎょうしよ りがくりやうほうしなど りようしや きぼう ひつやう おうじてさくせい  
当事業所では、理学療法士等により利用者ごとの希望や必要に応じて作成  
するけいかく もとづいたこべつてき ていきょう  
する計画に基づいた個別的なりハビリテーションを提供しております。
- \* とうじぎょうしよ していきじゆんじやうもとめられるしよくいん はいち うわまわ やきんしよくいん  
当事業所では、指定基準上求められる職員の配置を上回る夜勤職員（4  
たいせい あんしん あんぜん やかん ていきょう つとめて  
人）の体制で、より安心・安全な夜間サービス提供に努めております。
- \* とうじぎょうしよ りようしや にちじょうせいかつじやうきやう しこうなど うかがい かんりえいようし  
当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、管理栄養士に

えいようかんりなど じっし あんしん あんぜん しょくじていきょう つとめて  
 よる栄養管理等を実施し、安心・安全な食事提供に努めています。

\* 利用者の状況に合わせ、医師などの指示等に基づき「療養食」の提供  
 を行う事が出来ます。

\* 個別の栄養ケア計画に基づく利用者の状況に応じた食事は、サービス  
 管理責任者・管理栄養士・看護師・生活支援員・リハビリ職などの職員  
 が連携した提供に努めております。

かくしょくしゅ きんむたいけい  
 各職種の勤務体系

しょく しゅ 職 種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしゃ 管理者	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 )
い し 医 師	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 )
かんごし 看護師	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 )
リハビリ職	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 )
かんりえいようし 管理栄養士	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 )
サービス管理 責任者・	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 )
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 早番 ( 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 ) 日勤 ( 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 ) 遅番 ( 1 2 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 ) 夜勤 ( 1 6 : 0 0 ~ 9 : 3 0 )
じむいん 事務員	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 5 0 ~ 1 7 : 5 0 )

おといあわせ じょうきじかんない おねがい  
 お問い合わせなどは、上記時間内をお願いします。

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	<p>利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。</p>
訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。</li> <li>(日常生活訓練・社会適応訓練等)</li> <li>身体機能、生活能力の維持・向上及び生産活動などの訓練を行います。</li> <li>地域生活に必要な基礎体力の向上や知識・マナーなどの修得を支援します。</li> </ul>
介護	<p>利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入浴は、利用者の身体状況に合わせて個浴、機械浴にて提供し、健康状態及び必要に応じて適切に対応します。</li> <li>起床時間は午前6時～7時、入床時間は21時から23時を基本とし、本人の意思を尊重します。</li> <li>着脱衣は、必要に応じて介助・確認します。</li> <li>整容は、毎食後の歯磨きの援助・介助・確認。洗面の援助・介助・確認など、個性を尊重した適切な整容を援助します。</li> </ul>
健康管理	<p>日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p>

	<p>います。なお、<sup>きょうりょくびょういんいがい つういんおよびにゅうたいいん</sup>協力病院以外の通院及び入退院については、<sup>ごかぞく ごきょうりょく おねがい</sup>ご家族のご協力をお願いします。</p> <p>・<sup>しせつ ていきょう きほんてき けんこうしんだん ねん かい</sup>施設の提供<sup>する</sup>基本的な健康診断（年2回）</p>
<p>そうさくてきかつどう 創作的活動</p>	<p>そうさくてきかつどう <sup>きかい ていきょう</sup>創作的活動の機会を提供します。</p> <p><sup>しゅこうげいかつどう</sup>手工芸活動</p> <p><sup>きっさかつどう</sup>喫茶活動</p> <p><sup>かいかかつどう</sup>絵画活動</p> <p><sup>そのた かつどう</sup>その他の活動</p>
<p>せいさんかつどう 生産活動</p>	<p><sup>けいさぎょうなど せいさんかつどう きかい ていきょう</sup>軽作業等の生産活動の機会を提供します。</p> <p><sup>せいさ そのた せいひん せいぞう</sup>製菓・ビーズやその他の製品の製造など</p> <p><sup>こうえんせいそうかつどう</sup>公園清掃活動</p> <p><sup>そのた</sup>その他</p>
<p>ちいき せいかつ 地域生活の</p> <p>じゅんび ため 準備の為の</p> <p>しえん 支援</p>	<p><sup>とうきょうと くしちょうそんなど せいかつしえん など かんけいきかん</sup>東京都、区市町村等や、生活支援センター等の関係機関と</p> <p><sup>れんけい とりながら ちいきせいかつ む しえんおこな</sup>連携を取りながら、地域生活に向けた支援行います。</p>
<p>どようび にちようび 土曜日・日曜日</p> <p>など につちゅうしえん 等の日中支援</p>	<p><sup>どようび にちようびなど せいかつかいご ていきょう ひ</sup>土曜日、日曜日等で、生活介護が提供されない日などの</p> <p><sup>につちゅう こべつしえんけいかく したがっててきせつ</sup>日中においても、個別支援計画に従って適切なサービスを</p> <p><sup>ていきょう</sup>提供します。</p>

じりつ しえん きゆうふがくおよ かさん ないよう  
 (2) 自立支援給付額及び加算内容

【施設入所支援】

障害支援区分	2以下	3	4	5	6
単位数(旧)	171	236	312	387	459
単位数(新)	174	239	316	392	463

※1日あたり

加算名	単位	単位数	算定要件等
栄養マネジメント加算	1日	12	①常勤の管理栄養士を配置していること。 ②入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養計画を作成していること。 ③栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに栄養状態を定期的に記録していること。 ④栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直していること。
夜勤職員配置体制加算	1日	60	前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合、夜勤2人以上配置していること。
療養食加算	1日	23	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に算定する。
重度障害者支援加算Ⅱ	1日	360	区分6以上かつ行動関連項目10点以上が対象 強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。 初期加算として500単位追加 生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
重度障害者支援加算Ⅲ	1日	180	区分4以上かつ行動関連項目10点以上が対象 強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。 初期加算として400単位追加 生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
入院・外泊時加算Ⅰ	1日	320	入院または外泊した初日から起算して8日まで算定する。ただし、入院または外泊の初日及び最終日は算定しない。

入院・外泊時加算Ⅱ	1日	191	入院または外泊した初日から起算して8日を超えた日から82日を限度として算定する。
入所時特別支援加算	1日	30	新たに入所者を受け入れた場合、入所から30日以内の期間について加算。
通院支援加算	1日	17	通院に係る支援を実施した場合に月2回まで算定
障害者支援施設等感染対策向上加算Ⅰ	1ヶ月	10	以下の①～③の要件を満たしている場合に算定 ①新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること ②協力医療機関と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設で対応可能な感染者について、協力医療機関等との連携の上で施設に置いて療養することが可能であること ③一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
口腔衛生管理体制加算	1ヶ月	30	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合
口腔衛生管理加算	1ヶ月	90	次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に算定。ただし、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合には算定しない。 イ：歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。 ロ：歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ハ：歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。
経口維持加算Ⅰ	1ヶ月	400	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者ごとに経口維持計画を作成し、経口による食事摂取を進めるための管理を行った場合。 計画作成月から起算して6カ月以内に限り算定可能。
経口維持加算Ⅱ	1ヶ月	100	経口維持加算Ⅰを算定している場合で、支援のための会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、又は言語聴覚士が加わった場合。

福祉・介護職員等処遇改善加算	1ヶ月	15.9%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金等の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に1か月に算定した単位数の15.9%に相当する単位数
----------------	-----	-------	---

地域単価 11.32 円

【生活介護】

基本報酬

障害支援区分	2 以下	3	4	5	6
単位数(旧)	439	487	543	785	1052
新単位(サービス提供時間)	2 以下	3	4	5	6
3 時間未満	<u>176</u>	<u>195</u>	<u>219</u>	<u>314</u>	<u>421</u>
3 時間以上～4 時間未満	<u>220</u>	<u>243</u>	<u>274</u>	<u>393</u>	<u>527</u>
4 時間以上～5 時間未満	<u>264</u>	<u>291</u>	<u>327</u>	<u>472</u>	<u>633</u>
5 時間以上～6 時間未満	<u>307</u>	<u>339</u>	<u>381</u>	<u>550</u>	<u>738</u>
6 時間以上～7 時間未満	<u>426</u>	<u>471</u>	<u>530</u>	<u>764</u>	<u>1026</u>
7 時間以上～8 時間未満	<u>438</u>	<u>484</u>	<u>544</u>	<u>786</u>	<u>1054</u>
8 時間以上～9 時間未満	<u>499</u>	<u>545</u>	<u>605</u>	<u>847</u>	<u>1115</u>

※1日あたり

加算名	単位	単位数	算定要件等
リハビリテーション加算Ⅰ	1日	48	リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して指定生活介護等を行った場合。 四肢麻痺およびそれに類する者を対象とする。
リハビリテーション加算Ⅱ	1日	20	上記の者以外でリハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行なった場合。
人員配置体制加算Ⅰ	1日	245	①区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 ②常勤換算法により、従業員の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。

食事提供体制加算	1日	30	<p>当該加算が受給されている利用者を対象とする。</p> <p>事業所が原則として当該施設内の調理室を使用し、次の①～③のいずれにも適合する食事の提供を行なった場合に算定。</p> <p>①管理栄養士又は栄養士が献立作成にかかわること</p> <p>②利用者毎の摂取量を記録していること</p> <p>③利用者毎の体重やBMIを概ね6か月に1回記録していること</p>
福祉専門職員配置加算Ⅰ	1日	15	生活支援員として常勤で事業所に配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上である場合。
福祉専門職員配置等加算Ⅱ	1日	10	生活支援員として常勤で事業所に配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上である場合。
福祉専門職員配置等加算Ⅲ	1日	6	<p>①生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>②生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>上記①②のいずれかに該当する場合に算定可とする。</p>
常勤看護職員等配置加算	1日	10	利用定員に応じ、左記の単位数に常勤換算法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。
送迎加算1	片道	21	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合。
送迎加算2	片道	28	生活介護の利用者で、障害支援区分5もしくは障害支援区分6又はこれに準ずる者が100分の60以上いる場合。
欠席時対応加算	1回	94	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算。

初期加算	1 日	30	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算。
重度障害者支援加算Ⅱ	1 日	360	<u>区分6以上かつ行動関連項目10点以上が対象</u> 強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。 初期加算として500単位追加 生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
重度障害者支援加算Ⅲ	1 日	180	<u>区分4以上かつ行動関連項目10点以上が対象</u> 強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。 初期加算として400単位追加 生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
入浴支援加算	1 日	80	医療的ケアが必要な者または重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合に算定する。
喀痰吸引等実施加算	1 日	30	医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要な者に対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に算定する。
福祉・介護職員等処遇改善加算	1 ヶ月	8.1%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金等の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に1か月に算定した単位数の8.1%に相当する単位数

地域単価 11.22 円

きゅうふひたいしょうがい ないよう  
 (3) 給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ ※下部料金は低所得者の軽減措置適用 の場合(原材料費相当額) 食事のキャンセルは前日午前10時としま す。それ以降のキャンセルは、キャンセル 料として食事代相当額が発生します。	朝食 400円 (250円) 昼食 670円 (330円) 夕食 450円 (320円) (特別食は実費)
水光熱費	日常生活及び食事提供に要する水光熱費	300円/日
金銭 管理料	通帳及び小遣いの管理 出納簿の作成及び報告(年2回)	1,650円/月 1日55円
創作的活動・ 及び生産活動 など 等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる 費用で、負担していただくことが適当であ るものに係る費用をいただきます。 ・個人で使用するもの ・調理の材料費 ・外出時の交通費・入場料など (付添い職員などの実費も含む)	実費
地域生活準備 にむけての 支援に必要な 諸経費	地域生活準備に向けての支援のうち、負担 していただくことが適当であるものに 関する費用(交通費・郵券代・付き添い職員 交通費などの実費など)	実費

<p>にちじょう せいかつじょう 日常生活上 ひつよう 必要となる しょけいひ 諸経費</p>	<p>りようしゃ にちじょう せいかつひん こうにゆう だいきん など 利用者の日常生活品の購入代金等や にちじょうせいかつ ようするひよう ふたん 日常生活に要する費用で、負担していただ てきとう かか ひよう くことが適当であるものに関わる費用をい ただきます。 にちようひんひ ほけんえいせいひ ①日用品費 ②保健衛生費 きょうようごらくひ ③教養娯楽費</p>	<p>じつび 実費</p>
<p>しゃかい せいかつじょう 社会生活上 べんぎ きょうよ の便宜の供与 など 等</p>	<p>にちじょうせいかつ ひつよう ぎょうせいきかんだんなど てつづき 日常生活に必要な行政機関等への手続き など りようしゃ かぞく おこなう 等について、利用者または家族が行うこと こんなん ばあい りようしゃ どうい え だいこう が困難な場合、利用者の同意を得て代行し ます。</p>	<p>じつび 実費</p>
<p>とくべつ けんこう 特別な健康 しんだん 診断</p>	<p>しせつ ていきょう きほんてき けんこうしんだんいがい 施設の提供する基本的な健康診断以外の とくべつ けんこうしんだんおよびしんだんしょ はっこうなど 特別な健康診断及び診断書の発行等</p>	<p>じつび 実費</p>
<p>た その他</p>	<p>ていきょう きろくなど ふくしゃだい ・サービス提供記録等の複写代  しょうめいしょしょしょるい はっこうだい ・証明書諸書類の発行代  た ・その他</p>	<p>しろくろ えん まい 白黒 10円/枚  カラー えん まい 50円/枚  えん 100円 じつびおよびそうだん 実費及相談</p>

## がいう <サービスの概要>

すべ ことべつ しえん けいかく もと おこなわれます ことべつ しえん けいかく  
全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。個別支援計画は、  
ほんじぎょうしょ かんりせきにんしゃ さくせい りようしゃ どうい なお  
本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚  
ことべつ しえん けいかく うつ りようしゃ こうふ  
「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## りようりょうきん 7. 利用料金

### かいごきゅうふひたいしょう ないよう りょうきん (1) 介護給付費対象サービス内容の料金

かいごきゅうふひ ていきょう さい りようりょうきん こうせいろうどう  
介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働  
だいじん さだ きじゆん さんしゆつ がく わり かいご きゅうふひ くんれんとうきゅうふひ  
大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費

きゅうふたいしょう じぎょうしゃ かいごきゅうふひなど きゅうふ し くちょうそん ちやくせつ  
の給付対象 となります。事業者が介護給付費等の給付を市区町村から直接  
う と だいいりじゅりょう ばあい りょうしゃふたんぶん りょうりょうきんぜんたい  
受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体  
の 1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額と  
いいます)

ていつふたん りょうしゃ ふたながく けいげんなど てきょう ばあい かぎ  
なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限り  
ではありません。しょうがいふくし じゅきゅうしゃしょう かくにん  
障害 福祉サービス受給者証 をご確認ください。

## (2) かいご きゅうふひ くんれんなどきゅうふひたいしょうがい ないよう りょうきん 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

じょうき ていきょう ないよう かいごきゅうふひ くんれんなどきゅうふひたいしょうがい  
上記「6. サービス提供の内容 (3) かいごきゅうふひ くんれんなどきゅうふひたいしょうがい  
サービス内容」の項目をご参照ください。

## (3) りょう と け りょうきん サービス利用の取り消し料金

りょうしゃ りょう と け ばあい りょうよていび  
利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の  
ぜんじつ どうじぎょうしょ もう で  
前日の午前10時まで当事業所までお申し出ください。

なお りょうび ぜんじつごぜん じ もうしで ばあい  
尚、サービス利用日の前日午前10時までに出ない場合は、キャンセ  
ル料(食事代相当額等)を頂きます。

## (4) りょうりょうきん しはらいほうほう 利用料金のお支払方法

ぜんき りょうきん かげつ けいさん せいきゅう よくげつ  
前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月2  
にち きんゆうきかんこうざ こうざふりかえ しはら くだ  
7日までに金融機関口座からの口座振替でお支払い下さい。

## 8. りょうしゃ きろくおよ じょうほう かんりなど 利用者の記録及び情報の管理等

りょうしゃ こうじょう かん じぎょうしょ かいぎ  
(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や  
ほか じぎょうしょ れんらくちょうせいおよ きんきゅうじ びょういんなど れんらく  
他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにお  
いて じょうほうていきょう ひつよう ばあい  
情報提供が必要となる場合があるため、それらについては  
べっしこじんじょうほうしやうどういしょ もと たいおう きろくおよ じょうほう  
別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報に  
けいやく しゅうりょうご ねんかんほかん  
ついては契約の終了後5年間保管します。

えつらん ふくしゃ まどぐちぎょうむじかん ごぜん じ ごごじ  
※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9時から～午後5時です。

りょうしゃ こじんじょうほう こじんじょうほうほごほう たいおう おこな  
(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。  
ただ しくちょうおよ かんけいきかん じょうほうていきょう ようせい ばあい りょうしゃ  
但し、市区町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の

どうい こじんじょうほうしようどういしょ もと じょうほうていきょう い た  
同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

きんきゅうじ たいおう  
9. 緊急時の対応

りょうしゃ びょうじょうきゅうへんなど きんきゅうじ すみ いりょうきかん れんらくなど おこな  
利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

ようぼう・くじょうなどもうしたてさきおよぎやくたいぼうし かん そうだんまどぐち  
10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

ようぼう・くじょうなどもうしたてさき  
(1) 要望・苦情等申立先

<p>とうじぎょうしょ 当事業所 りょうそだんまどぐち ご利用相談窓口</p>	<p>まどぐちたんどうしゃ たちばなゆういちろう ・窓口担当者 橘 裕一郎 りょうじかん ・ご利用時間 9:00～ 17:00 でんわばんごう ・電話番号 03 - 5318 - 3711(代表) たんどうしゃ ふざい ばあい じぎょうしょじむしょ もう で ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。</p>
<p>なかのくしょうがいふくしか 中野区障害福祉課 にんていきゅうふかかり 認定給付係</p>	<p>しょざいち とうきょうとなかのくなかの ・所在地：東京都中野区中野4 - 11 - 19 でんわばんごう ・電話番号：03 - 3228 - 8916</p>
<p>なかのくいがい (中野区以外)</p>	<p>しょざいち ・所在地： でんわばんごう ・電話番号：</p>
<p>うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会</p>	<p>とうきょうとしゃかいふくしきょうぎかい ふくし うんえいてきせいかいいんかい 東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 でんわばんごう 電話番号 03-5283-7020 ファックス 03-5283-6997 うけつけじかん げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時</p>

(2) 第三者委員

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
わくいくみこ 涌井久美子	とうきょうとなかのくやまとちょう 東京都中野区大和町2-47-10	03-3330-1953
わたなべひろいち 渡部弘一	ふくしまけんこおりやましあさかまちあらいあざまんかい 福島県郡山市安積町荒井字萬海24-4	024-945-5513
やまだきょうこ 山田京子	ふくしまけんこおりやましおおつきまちあざはらのまち 福島県郡山市大槻町字原ノ町3-2	024-961-5422
いしだこうじゅ 石田宏寿	ふくしまけんこおりやましかいせい 福島県郡山市開成3-13-14	024-932-3031

(3) 虐待防止責任者

ぎゃくたいぼうしせきにしや 虐待防止責任者	あべのまさあき 安部野正明
--------------------------	------------------

(4) 合意裁判管轄について

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、東京総合  
 保健福祉センター 江古田の森 の住所所在地を管轄する東京地方裁判所と  
 します。

(5) 福祉サービス第三者評価の実施状況

- ①実施状況：実施
- ②実施年月日：令和5年12月11日
- ③実施評価機関名称：特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク
- ④評価機関の開示状況：開示あり

きょうりょくいりょうきかん  
1 1. 協力医療機関

いりょうきかん せいしやう 医療機関の名称	いりょうほうじんざいだん けんこうかい そうごうとうきょうびやういん 医療法人財団 健貢会 総合東京病院		
り じ ちょう めい 理事長名	わたなべ かずお 渡邊 一夫		
しょ ざい ち 所在地	とうきょうとなかのくえ ごと 東京都中野区江古田3 - 15 - 2		
でん わ ばん ごう 電話番号	03 - 3387 - 5421		
しん りょう か 診療科	ないか せいけいげ か ほか 内科・整形外科 他	にゅう いん せつ び 入院設備	あり 有

じやうき ほか しょくたくい せいしんかい し つき かい ひふかいし つき かい ほうもんしんりやう  
上記の他、嘱託医として精神科医師が月2回、皮膚科医師が月1回の訪問診療  
おこな  
を行っています。

ひじやうさいがいじ たいさく  
1 2. 非常災害時の対策

ひじやうじ たいお 非常時の対応	べつと さだ しょうぼうけいかくしよ たいお 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
ぼうさいせつび 防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>じどうかさいほうちき あり ゆう どう とう あり ・ 自動火災報知機 有 ・ 誘導灯 有</li> <li>も ほうちき あり ひじやうつうほうそうち あり ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 非常通報装置 有</li> <li>ひじやうやうでんげん あり スプリンクラー あり ・ 非常用電源 有 ・ スプリンクラー 有</li> <li>しつないぼうかせん あり ・ 室内防火栓 有</li> <li>カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</li> <li>しんさい そな びちく しょくりやう いんりやうすい かぶん ・ 震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分）</li> <li>ほか けいたい かいちゆうでんとうなど (その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)</li> </ul>
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだ しょうぼうけいかくしよ のつと ねん かい ひなん 別途に定める、消防計画書に則り、年12回、避難・ ぼうさいくんれん りやうしゃ かた さんか じっし 防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼうしよ とどけでび へいせい ねん がつ 消防署への届出日： 平成19年3月 ぼうかかんりしゃ さとう たかし 防火管理者： 佐藤 隆司
ほけんかにゆう 保険加入	じ こ さいがい そな そんがいばいしやうほけん かにゆう 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 かにゆうほけんがいしやめい そんぼほけん 加入保険会社名： あいおい損保保険

	かにゆうほけんないよう しせつばいしょうほけん 加入保険内容：施設賠償保険
--	--

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

めんかい 面会	めんかい げんそく どにち しゅくじつ おねがい 面会は原則、土日 祝日 にお願ひします。よてい よてい 予定が き 決まっている場合は、まへ 前もって とどけで 届け出を ていしゅつ 提出するか もしくはでんわ 電話での れんらく 連絡を ねが 願ひします。
がいしゅつ がいはく 外出・外泊	まへ 前もって とどけで 届け出を ていしゅつ 提出してください。
せつび・きぐ りよう 設備・器具の利用	どうじぎょうしょ せつび きぐ ほんらい ようほう 当事業所の設備、器具は本来の用法にしたがって りよう ご利用ください。これにはん 反した りよう ご利用により はそん 破損が しょう 生じた場合、ばあい 賠償して ばいしょう いただくことがあります。
きつ えん 喫煙	ぜんしつきんえん 全室禁煙です。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきになん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただき ます。じこかんり 自己管理の りようしゃ できない利用者につ きましては きぼう 希望により じぎょうしょ 事業所にて かんり 管理を いた 致します。
しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動、 えいりかつどう 営利活動	りようしゃ しそう しんこう じゅう ほか りようしゃ たい 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対す るしゅうきょうかつどう せいじかつどう およえりかつどう えんりよ 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮くだ さい。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

しゃかい ふくし ほうじん みなみとう ほくふくし じぎょうだん つうしょ じぎょうしょ え ご た もり  
社会福祉法人 南東北福祉事業団 通所事業所 江古田の森のサービス  
ていきょうおよ りょう かいし さい ほんしよめん も と じゅうようじこう せつめい おこな  
提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしょめい しゃかいふくしほうじん みなみとうほくふくしじぎょうだん  
事業所名 社会福祉法人 南東北福祉事業団  
しょうがいしゃしえんしせつ え ご た もり  
障害者支援施設 江古田の森

せつめいしゃしよくめい しめい  
説明者職名：生活相談員 氏名 齊藤有美

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ しゃかいふくしほうじん みなみとうほくふくしじぎょうだん  
私は、本書面に基づいて事業者から社会福祉法人 南東北福祉事業団  
つうしょ じぎょうしょ え ご た もり ていきょうおよ りょう じゅうようじこう せつめい  
通所事業所 江古田の森のサービス提供及び利用について重要事項の説明を  
う どうい  
受け、同意しました。

りょうしゃじゅうしょ  
利用者住所：

---

し めい いん  
氏 名： 印

---

だいひつしゃしめい ぞくがら  
代筆者氏名 続柄（ ）

---

みもとひきうけにん みもとひきうけにんけんれんたいほしようにん いっせんまつしょう  
<身元引受人> <身元引受人兼連帯保証人> ※一線抹消

じゅうしょ  
住所：

---

し めい いん ぞくがら  
氏 名： 印 続柄：（ ）

---

れんたいほしようにん みもとひきうけにんけんれんたいほしようにん おなじばあい きにゆうふよう  
<連帯保証人> ※身元引受人兼連帯保証人と同じ場合は記入不要

じゅうしょ  
住所：

---

し めい いん ぞくがら  
氏 名： 印 続柄：（ ）

---

社会福祉法人 南東北福祉事業団  
 障害者支援施設 江古田の森  
 「重要事項説明書 短期入所事業」

あなたに対する指定障害者支援施設サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて  
 当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 南東北福祉事業団
所 在 地	東京都中野区江古田3丁目14番19号
電 話 番 号	03-5318-3711 (代表)
代 表 者 名	理事長 渡邊 貞義
設 立 年 月 日	平成9年10月7日

2. 利用施設

事業所の種類	指定短期入所事業 平成19年4月1日開所
事業所の名称	東京総合保健福祉センター 障害者支援施設 江古田の森
事業所の所在地	東京都中野区江古田3丁目14番19号
連 絡 先	電話番号 03-5318-3711 (代表)
	ファックス 03-5318-3712 (代表)
管 理 者	施設長 安部野正明
サービス管理責任者	安部野正明 中島佳美 稲川宏行
サービスの実施地域	東京都全域
主たる対象者	身体障害者・知的障害者
定 員	身体障害者：2名
	知的障害者：2名
開設年月日	平成19年4月1日
事業者番号	1311400707

### 3. サービスの目的・運営方針

目的	障害者が居宅においてその介護を行うものの疾病その他の理由により、障害者支援施設への短期入所を必要とする障害者に対し、その有する能力に応じ自立した生活を営むための入浴、排泄又は食事の介護や日常生活上の支援及び相談援助を提供します。また、その家族などの身体的・精神的負担の軽減も目的とします。
運営方針	人権の尊重・生涯の発達・社会的自立を理念の三本柱にし、安心と安全・自信と意欲・自立（自律）と自己実現を目指して支援します。

### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

#### (1) 施設

建 物	構 造	鉄筋コンクリート 地上7階/地下1階建 (耐火建築物・耐震構造)
	敷 地 面 積	9,000平方メートル
	延 床 面 積	18,261.68平方メートル

#### (2) 主な設備

	部 屋 数	備 考
作 業 室	5室	1階 1室 2階 4室
相 談 室	4室	1階 2室 2階 2室
食 堂	6室	1階 2室 2階 4室
浴 室	4室	1階 2室 ※個浴・機械浴あり
		2階 2室
シャワー室	1室	1階 1室
洗 面 所	65ヶ所	1階 20ヶ所 2階 45ヶ所
ト イ レ	30ヶ所	1階 15ヶ所 2階 15ヶ所
診 察 室	1室	2階 1室
多 目 的 室	6室	1階 2ヶ所 2階 4ヶ所
理 美 容 室	1室	1階 1室
機能回復訓練室	3室	1階 3ヶ所 (内、2ヶ所は食堂と兼用)

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、基準以上の設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

(職員は、入所支援事業・生活介護・短期入所事業の兼務になります)

職種	員数	常勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			
サービス管理責任者	3	1	2			
医師	2				2	嘱託含む
看護職	3		3			
リハビリ職	3		3			
管理栄養士	1		1			
生活支援員	55		47		8	
事務員	6		4		2	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守して指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 ( 8 : 30 ~ 17 : 30 )
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 ( 8 : 30 ~ 17 : 30 )
医師	正規の勤務時間帯 ( 8 : 30 ~ 17 : 30 )
看護職	正規の勤務時間帯 ( 8 : 30 ~ 17 : 30 )
リハビリ職	正規の勤務時間帯 ( 8 : 30 ~ 17 : 30 )
管理栄養士	正規の勤務時間帯 ( 8 : 30 ~ 17 : 30 )
生活支援員	正規の勤務時間帯 早番 ( 7 : 00 ~ 16 : 00 )
	日勤 ( 9 : 00 ~ 18 : 00 )
	遅番 ( 12 : 00 ~ 21 : 00 )
	夜勤 ( 16 : 00 ~ 9 : 30 )
事務員	正規の勤務時間帯 ( 8 : 50 ~ 17 : 50 )

## 6. サービス提供の内容

### (1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービス内容
相談及び・援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
支 援	利用者の有する能力に応じ自立した生活を営む為に、適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる支援及び相談援助を行います。
	① 入浴・排泄 必要に応じて介助や確認を行います。
	② 起床・入床 起床時間 6時から7時
	入床時間 21時から23時
	生活リズムの形成、健康の維持を考慮した上で本人の意思を尊重します。
	③ 着 脱 衣 必要に応じて介助、確認します。
	④ 整 容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助と
	介助、確認等個性を尊重した適切な整容を
	援助します。
生活のリズムを整えるような支援をします。	
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや与薬、その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 自立支援給付額及び加算内容

◆短期入所Ⅰ

障害支援区分	1、2	3	4	5	6
単位数【福祉型】旧	498	570	634	767	903
単位数【福祉型】新	509	583	648	784	923
単位数【福祉型強化】旧	700	772	835	969	1104
単位数【福祉型強化】新	751	824	889	1026	1164

◆短期入所Ⅱ

障害支援区分	1、2	3	4	5	6
単位数【福祉型】旧	169	235	311	516	589
単位数【福祉型】新	173	240	318	527	602
単位数【福祉型強化】旧	370	438	513	719	791
単位数【福祉型強化】新	413	483	559	770	844

※福祉型強化の対象者は表1に掲げる状態のいずれかに該当する区分1以上の障害者  
表1

レスピレーター管理	気管内挿管、気管切開
O2 吸入又はSPO2 90%以下の状態が10%以上	6回/日以上以上の頻回の吸引
IVH	ネブライザー6回/日以上又は継続使用
経管(経鼻・胃ろうを含む)	鼻咽頭エアウェイ
持続注入ポンプ(腸ろう・腸管栄養時)	継続する透析(腹膜灌流を含む)
定期導尿3回/日以上	人工肛門

【加算項目】

加算内容	単位	単位数	算定要件等
食事提供体制加算	1日	48	当該加算が受給されている利用者を対象とする。 事業所が原則として当該施設内の調理室を使用し、次の①～③のいずれにも適合する食事の提供を行なった場合に算定。 ①管理栄養士又は栄養士が献立作成にかかわること ②利用者毎の摂取量を記録していること ③利用者毎の体重やBMIを概ね6か月に1回記録していること。
栄養士配置加算Ⅰ	1日	22	①常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ②利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
常勤看護職員等配置加算	1日	10	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置する場合に算定。(利用定員が6人以下)
短期利用加算	1日	30	短期入所利用開始日から30日以内の期間につき算定する。
重度障害者支援加算Ⅰ	1日	50	区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行った場合、さらに100単位を加算する。

重度障害者支援加算Ⅱ	1日	30	区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行った場合、さらに70単位を加算する。
医療的ケア対応支援加算	1日	120	医療的ケアを必要とする利用者を1名以上受け入れる場合。
重度児・障害者対応支援加算	1日	30	重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合。
緊急短期入所受入加算Ⅰ	1日	270	緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に算定。
医療連携体制加算Ⅰ	1日	600	医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定される。 利用者1人、4時間未満の支援の場合
医療連携体制加算Ⅱ	1日	300	利用者2人以上8人以下、4時間未満の支援の場合
医療連携体制加算Ⅲ	1日	500	看護職員が介護職員等にたんの吸引に係る指導のみを行った場合
医療連携体制加算Ⅳ	1日	100	研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施した場合
医療連携体制加算Ⅴ	1日	39	(1)事業所の職員として、もしくは病院、診療所、訪問看護ステーション等と連携により、看護師を1名以上確保する。 (2)看護師に24時間連絡できる体制を確保する。 (3)重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して指針を説明し、同意を得る。
医療連携体制加算Ⅵ	1日	1000	利用者1人、4時間を超える支援の場合
医療連携体制加算Ⅶ	1日	500	利用者2人以上8人以下、4時間を超える支援の場合
福祉・介護職員等処遇改善加算	1ヶ月	15.90%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金等の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に1か月に算定した単位数の15.9%に相当する単位数

地域単価 11.20円

(3) 給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービス内容	金 額	
食事サービス	希望により、食事の提供をします。 (例) 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。 ※下部料金は低所得者の軽減措置適用の場合 (原材料費相当額)	朝食	400円 (250円)
		昼食	670円 (330円)
		夕食	450円 (320円)
	※ 特別食 (応相談)	実費	
	食事のキャンセルは前日午前10時とします。それ以降のキャンセルは、キャンセル料として食事代相当額が発生します。		
水道光熱費	1日あたり	300円	
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品等の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに関わる費用を頂きます。	実 費	
そ の 他	・ サービス提供記録等の複写代	白黒10円／カラー50円	
	・ その他	実費 応相談	

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市区町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担料として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）なお、定率負担または利用者負担額の軽減などが適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容 (3) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」項目をご参照下さい。

### (3) サービス利用の取り消し料金

利用者が、サービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日10時までに、当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日10時までに申し出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

### (4) 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに精算し、ご請求しますので、翌月27日に指定した金融機関口座から口座振替で引き落としになります。

## 8. 利用者の記録及び情報の管理など

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※ 閲覧、複写できる窓口業務時間は10時から15時までです。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に則った対応を行います。

但し、市区町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

## 10. 要望・苦情等申し立て先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者	橋 裕一郎
	ご利用時間	9:00 ~ 17:00
	電話番号	03 - 5318 - 3711
	担当者が不在の場合は、1階身体事業所事務所までお申し出ください。	
<input checked="" type="checkbox"/> 中野区障害福祉課 認定給付係	所在地	東京都中野区中野4 - 11 - 19
	電話番号	03 - 3228 - 8916
<input type="checkbox"/> 練馬区保健福祉 サービス苦情調整 委員会	所在地	練馬区豊玉北6 - 12 - 1 西庁舎3階
	電話番号	03 - 3993 - 1344
<input type="checkbox"/> 中野区・練馬区以 外	所在地	
	電話番号	

運営適正化委員会	名称	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
	電話番号	03 - 5283 - 7020
	ファックス番号	03 - 5283 - 6997
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(2) 第三者委員

名前	住所	電話番号
涌井久美子	東京都中野区大和町2-47-10	03-3330-1953
渡部弘一	福島県郡山市安積町荒井字萬海24-4	024-945-5513
山田京子	福島県郡山市大槻町字原ノ町3-2	024-961-5422
石田宏寿	福島県郡山市開成3-13-14	024-932-3031

(3) 虐待防止責任者

虐待防止責任者	安部野正明
---------	-------

(4) 合意裁判管轄について

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、

東京総合保健福祉センター 江古田の森 の住所所在地を管轄する東京地方裁判所とします。

(5) 福祉サービス第三者評価の実施状況

- ①実施状況 : 実施
- ②実施年月日 : 令和5年3月10日
- ③実施評価機関名称 : 特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク
- ④評価機関の開示状況 : 開示あり

### 1.1. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人財団 健貢会 総合東京病院	
理事長名	渡邊 一夫	
所在地	東京都中野区江古田3 - 15 - 2	
電話番号	03 - 3387 - 5421	
診療科	脳神経外科・内科・整形外科	入院設備 有

### 1.2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知器 有</li> <li>・ガス漏れ報知器 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・室内防火栓 有</li> <li>・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</li> <li>・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水・その他）</li> <li>・誘導等 有</li> <li>・非常通報装置 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> </ul>
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、年2回避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画	消防への届出日 : 平成19年 3月 防火管理者 : 佐藤 隆司

保 険 加 入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>加入保険会社名 : あいおい損害保険</p> <p>加入保険内容 : 施設賠償保険</p>
---------	---

### 1.3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	<p>当事業所の設備・器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
喫煙	<p>全室禁煙です。</p>
貴重品の管理	<p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理が困難な利用者につきましては、希望により事業所にて管理いたします。</p>
利用中の一時帰宅について	<p>短期入所利用中の一時帰宅や外出はご遠慮いただいております。</p>
感染症対策	<p>事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。また、感染が拡大してしまった場合、利用中止の依頼をさせていただくことがあります。</p>
宗教活動, 政治活動, 営利活動	<p>利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>



社会福祉法人 南東北福祉事業団 短期入所事業 江古田の森のサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人 南東北福祉事業団  
障害者支援施設 江古田の森

説明者職名： 生活相談員 氏名： 齊藤 有美

私は、本書面に基づいて事業者から社会福祉法人 南東北福祉事業団 短期入所事業 江古田の森のサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

〈利用者〉

住所：

氏 名： 印

代筆者氏名： 続柄（ ）

〈身元引受人〉 〈身元引受人兼連帯保証人〉 ※一線抹消

住所：

氏名： 印 続柄（ ）

〈連帯保証人〉 ※身元引受人兼連帯保証人と同じ場合は記入不要

住所：

氏名： 印 続柄（ ）

しゃかいふくしほうじん みなみとうほくふくしじぎょうだん  
社会福祉法人 南東北福祉事業団

しょうがいしゃしえんしせつ えごた もり  
障害者支援施設 江古田の森

じゅうようじこうせつめいしょ せいかつかいご  
「重要事項説明書 生活介護」

あなたに対する指定障害者 支援施設サービス提供 の開始にあたり、厚生

労働省令 に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん みなみとうほくふくしじぎょうだん 社会福祉法人 南東北福祉事業団
しょうざいち 所在地	とうきょうとなかのくえごたちょうめほんごう 東京都中野区江古田3丁目14番19号
でんわばんごう 電話番号	03-5318-3711 (代表)
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう わたなべ さだよし 理事長 渡邊 貞義
せつりつねんげつ 設立年月	へいせい ねん がつ か 平成9年10月7日

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	せいかつかいごじぎょう へいせい ねん がつ にちかいしょ 生活介護事業 平成19年4月1日開所
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	しょうがいしゃしえんしせつ えごた もり 障害者支援施設 江古田の森
じぎょうしょ しょうざいち 事業所の所在地	とうきょうとなかのくえごたちょうめほんごう 東京都中野区江古田3丁目14番19号
れんらく さき 連絡先	でんわばんごう だいひょう 電話番号 03-5318-3711 (代表) ファックス だいひょう 03-5318-3712 (代表)

かんりしゃ 管理者	しせつちよう 施設長 あべのまさあき 安部野正明
かんり サービス管理 せきにんしゃ 責任者	あべのまさあき 安部野正明 なかじまよしみ 中島佳美 いながわひろゆき 稲川宏行
じっしちいき サービスの実施地域	なかのく 中野区 いちぶ 一部は東京都全域 とうきょうとぜんいき
しゆ 主たる対象者	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者 ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
てん 定員	せいかつかいご 生活介護 しんたいしょうがいしゃ 身体障害者：25名 めい 知的障害者：45名  じょうきていいん 上記定員の内、以下の人数が施設入所支援と同時利用と なります。  しせつにゆうしょ 施設入所 しんたいしょうがいしゃ 身体障害者：10名 めい 知的障害者：30名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい 平成19年4月1日 ねん がつ にち
じぎょうしょばんごう 事業所番号	1311400707

### 3. サービスの目的・運営方針

もく 目的	せいかつかいご 生活介護の対象者に対し、日中活動と合わせて、入浴、排泄又は しょくじ 食事の介護などを提供するを目的として、しょうがいしゃしせつ 障害者施設におい て、ひつよう 必要な介護、しえん 支援をする。
うんえいほうしん 運営方針	かんけいほうれい 関係法令を遵守し、ほか しゃかいしげん 社会資源とのれんけい 連携を図ったはか 適性且つきめの こま 細かい生活介護サービス せいかつかいご の提供。 ていきよう

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート地上7階／地下1階建 (耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	9,000平方メートル
	延べ床面積	18,261.68平方メートル

(2) 主な設備

	部屋数	備考
作業室	5室	1階 1室 2階 4室
相談室	4室	1階 2室 2階 2室
食堂	6室	1階 2室 2階 4室
浴室	4室	1階 2室 2階 2室 ※個室・機械浴あり
シャワー室	1室	1階 1室
洗面所	65ヶ所	1階 20ヶ所 2階 45ヶ所
便所	30ヶ所	1階 15ヶ所 2階 15室
診察室	1室	2階 1室
多目的室	6室	1階 2ヶ所 2階 4ヶ所
理美容室	1室	1階 1室
機能回復訓練室	3室	1階 3ヶ所(内2ヶ所は食堂と兼用)

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、基準以上の施設・設備を設置しています。

ていきょうしよくいん　せつちじょうきょう

5. サービス提供職員の設置状況

しよく　しゆ 職　種	いんずう 員数	じょう　きん 常　勤		ひじょうきん 非常勤		び　こう 備　考
		せんじゆう 専従	けんむ 兼務	せんじゆう 専従	けんむ 兼務	
かんりしや 管理者	1		1			
かんりせきにんしや サービス管理責任者	3	1	2			
い　し 医　師	2				2	嘱託含む
かんごしよく 看護職	3		3			
しよく リハビリ職	3		3			
せいかつしえんいん 生活支援員	5 5		4 7		8	
かんりえいようし 管理栄養士	1		1			
じむいん 事務員	6		4		2	

とうじぎょうしょ　こうせいろどうしやう　さだめるしていきじゆん　じゆんしゆ　していしょうがいふくし  
 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サー  
 ビスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、  
 ていきょう　しよくいん　じょうき　しよくしゆ　しよくいん　はいち  
 施設入所支援と生活介護の職員は兼務となります。

(ア) かくしよくしゆ　きんむたいけい  
 各職種の勤務体系

しよく　しゆ 職　種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしや 管理者	せいき　きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 )
い　し 医　師	せいき　きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 )
リハビリ職	せいき　きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 )
かんりえいようし 管理栄養士	せいき　きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 )
かんり サービス管理 せきにんしや 責任者	せいき　きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 )
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき　きんむじかんたい　はやばん 正規の勤務時間帯 (早番) ( 7 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0 ) につきん (日勤) ( 9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0 )

	おそばん (遅番) ( 12:00 ~ 21:00 )
かんごしよく 看護職	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8:30 ~ 17:30 )
じむいん 事務員	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯 ( 8:50 ~ 17:50 )

おと い あ わ せ                      じょうきじかんない      おねが い  
お問い合わせなどは、上記時間内にお願ひします。

(イ) えいぎょうびおよ えいぎょうじかん  
営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	えいぎょうび    げつようび    きんようび    こくみん    しゅくじつ    がつ    にち    がつ    にち 営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日、12月31日～1月3日を のぞく 除く） じょうき    げんそく    ぎょうじ    かつどう                      じょうび                      しゅくじつ 上記は原則、行事や活動により、土曜日、日曜日、祝日 も開所することがあります。
えいぎょうじかん 営業時間	9：30～16：00

ていきょう    ないよう  
6 サービス提供の内容

かいごきゅうふひたいしょう                      ないいう  
(1) 介護給付費対象サービス内容

しゅるい サービスの種類	ないよう サービスの内容
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	りようしゃ およ                      かぞく    きぼう                      せいかつ    りようしゃ    しんしん 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の じょうきょうなど    はあく                      てきせつ    そうだん    じょげん    えんじょなど    おこな 状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
くん    れん 訓練	せいかつのうりよく    い    じ    こうじょう                      しよくじ    か    じ    など    にちじょうせいかつ ・生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活 のうりよく    こうじょう                      くんれん    おこな 能力を向上するための訓練を行います。 にちじょうせいかつくんれん    しゃかいてきおうくんれんなど (日常生活訓練・社会適応訓練等) しんたい    きのう    せいかつのうりよく    い    じ    こうじょうおよ    せいさんかつどう ・身体の機能、生活能力の維持・向上及び生産活動などの くんれん    おこな 訓練を行います。 ちいきせいかつ    ひつよう    き    そ    たいりよく    こうじょう    ちしき ・地域生活に必要な基礎体力の向上や知識・マナーなどの しゅうとく    しえん 修得を支援します。

<p>かいご 介 護</p>	<p>りようしゃ じょうきょう おう てきせつ ぎじゅつ しょくじ せいよう      利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・      こうい はいせつなどせいかつぜんばん えんじょ おこな      更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>にゅうよく りようしゃ しんたいじょうきょう あ こよく きかいよく      ・入浴は、利用者の身体状況に合わせて個浴・機械浴に      ていきょう けんこうじょうたいおよびひつよう おうじててきせつ たいおう      て提供し、健康状態及び必要に応じて適切に対応しま      す。入浴回数は、週5回以上生活介護を利用の場合は、      しゅう かい しゅう かい い か せいかつかいごりよう ばあい しゅう かい      週2回、週4回以下の生活介護利用の場合は週1回を      きほん きぼうしゃ おお ばあい たいおう こんなん      基本とします。しかし、希望者が多い場合は、対応が困難      な場合もありますのでご了承ください。</p> <p>ちゃくだつい ひつよう おう かいじょ かくにん      ・着脱衣は、必要に応じて介助・確認します。</p> <p>せいよう まいしょくご はみがき えんじょ かいじょ かくにん せんめん えんじょ      ・整容は、毎食後の歯磨きの援助・介助・確認。洗面の援助・      かいじょ かくにん こせい そんちよう てきせつ せいよう えんじょ      介助・確認など、個性を尊重した適切な整容を援助しま      す。</p>
<p>けんこうかんり 健康管理</p>	<p>にちじょうせいかつじょうひつよう どうやく た ひつよう      日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な      かんり きろく おこな いりようきかん れんらくちょうせいおよ      管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び      きょうりょくいりようきかん つう けんこうほじ てきせつ しえん おこな      協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行      います。</p> <p>しせつ ていきょう きほんてき けんこうしんだん ねん かい      ・施設の提供する基本的な健康診断（年2回）</p>
<p>そうさくてきかつどう 創作的活動</p>	<p>そうさくてきかつどう きかい ていきょう      創作的活動の機会を提供します。</p> <p>しゅこうげいかつどう      手工芸活動</p> <p>きっさかつどう      喫茶活動</p> <p>かいがかつどう      絵画活動</p> <p>た かつどう      その他の活動</p>
<p>せいさんかつどう 生産活動</p>	<p>けいさぎょうなど せいさんかつどう きかい ていきょう      軽作業等の生産活動の機会を提供します。</p> <p>そのた せいひん せいぞう      ビーズやその他の製品の製造など</p>

じりつ しえん きゅうふがくおよ かさん ないよう

(2) 自立支援給付額及び加算内容

基本報酬

障害支援区分	2 以下	3	4	5	6
単位数(旧)	439	487	543	785	1052
新単位(サービス提供時間)	2 以下	3	4	5	6
3 時間未満	<u>176</u>	<u>195</u>	<u>219</u>	<u>314</u>	<u>421</u>
3 時間以上～4 時間未満	<u>220</u>	<u>243</u>	<u>274</u>	<u>393</u>	<u>527</u>
4 時間以上～5 時間未満	<u>264</u>	<u>291</u>	<u>327</u>	<u>472</u>	<u>633</u>
5 時間以上～6 時間未満	<u>307</u>	<u>339</u>	<u>381</u>	<u>550</u>	<u>738</u>
6 時間以上～7 時間未満	<u>426</u>	<u>471</u>	<u>530</u>	<u>764</u>	<u>1026</u>
7 時間以上～8 時間未満	<u>438</u>	<u>484</u>	<u>544</u>	<u>786</u>	<u>1054</u>
8 時間以上～9 時間未満	<u>499</u>	<u>545</u>	<u>605</u>	<u>847</u>	<u>1115</u>

※1 日あたり

加算名	単位	単位数	算定要件等
リハビリテーション 加算 I	1 日	48	リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して指定生活介護等を行った場合。 四肢麻痺およびそれに類する者を対象とする。
リハビリテーション 加算 II	1 日	20	上記の者以外でリハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行なった場合。
人員配置体制加算 I	1 日	245	①区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であること。 ②常勤換算法により、従業員の員数が利用者の数を 1.5 で除して得た数以上であること。
食事提供体制加算	1 日	30	事業所が原則として当該施設内の調理室を使用し、次の①～③のいずれにも適合する食事の提供を行なった場合に算定。 ①管理栄養士又は栄養士が献立作成にかかわること ②利用者毎の摂取量を記録しているこ

			と ③利用者毎の体重やBMIを概ね6か月に1回記録していること
福祉専門職員配置加算Ⅰ	1日	15	生活支援員として常勤で事業所に配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上である場合。
福祉専門職員配置等加算Ⅱ	1日	10	生活支援員として常勤で事業所に配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上である場合。
福祉専門職員配置等加算Ⅲ	1日	6	①生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ②生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 上記①②のいずれかに該当する場合に算定可とする。
常勤看護職員等配置加算	1日	10	利用定員に応じ、左記の単位数に常勤換算法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。
送迎加算1	片道	21	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合。
送迎加算2	片道	28	生活介護の利用者で、障害支援区分5もしくは障害支援区分6又はこれに準ずる者が100分の60以上いる場合。
欠席時対応加算	1回	94	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算。
初期加算	1日	30	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算。
重度障害者支援加算Ⅱ	1日	360	区分6以上かつ行動関連項目10点以上が対象 強度行動障害者養成研修（基礎研修

			<p>) 修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に算定する。</p> <p>初期加算として 500 単位追加</p> <p>生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が 20%以上</p>
重度障害者支援加算Ⅲ	1 日	180	<p>区分 4 以上かつ行動関連項目 10 点以上が対象</p> <p>強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に算定する。</p> <p>初期加算として 400 単位追加</p> <p>生活支援員のうち、基礎研修修了者の割合が 20%以上</p>
入浴支援加算	1 日	80	<p>医療的ケアが必要な者または重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合に算定する。</p>
喀痰吸引等実施加算	1 日	30	<p>医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要な者に対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に算定する。</p>
福祉・介護職員等処遇改善加算	1 ヶ月	8.1%	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金等の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に 1 か月に算定した単位数の 8.1%に相当する単位数</p>

地域単価 11.22 円

きゅうふひたいしょうがい ないよう  
 (3) 給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00～ ※下部料金は低所得者の軽減措置適用の場合(原材料費相当額) 食事のキャンセルは当日午前9時とします。 それ以降のキャンセルは、食事代相当額が発生します。	670円 (330円) (特別食は実費)
創作的活動・及び生産活動など	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。 ・個人で使用するもの ・外出時の交通費・入場料など(付添い職員などの実費も含む)	実費
地域生活準備にむけての支援に必要な諸経費	地域生活準備に向けての支援のうち、負担していただくことが適当であるものに関する費用(交通費・郵券代・付き添い職員交通費などの実費など)	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費

しゃかい せいかつじょう <b>社会 生活上</b> べんぎ きょうよ <b>の便宜の供与</b> など <b>等</b>	にちじょうせいかつ ひつよう ぎょうせいきかんなど てつづき <b>日常生活に必要な行政機関等への手続き</b> など りようしゃ かぞく おこなう <b>等について、利用者または家族が行うこと</b> こんなん ばあい りようしゃ どうい え だいこう <b>が困難な場合、利用者の同意を得て代行し</b> <b>ます。</b>	<b>じつび 実費</b>
とくべつ けんこう <b>特別な健康</b> しんだん <b>診断</b>	しせつ ていきょう きほんてき けんこうしんだんいがい <b>施設の提供する基本的な健康診断以外の</b> とくべつ けんこうしんだんおまびしんだんしょ はっこうなど <b>特別な健康診断及び診断書の発行等</b>	<b>じつび 実費</b>
た <b>その他</b>	ていきょう きろくなど ふくしゃだい ・ サービス提供記録等の複写代  た ・ その他	しろくろ えん まい <b>白黒 10円/枚</b>  カラー えん まい <b>50円/枚</b>  えん <b>100円</b> じつびおびそうだん <b>実費及相談</b>

## <サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。個別支援計画は、本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 7. 利用料金

### (1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市区町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といえます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

じょうき ていきょう ないよう かいごきゅうふひ くんれんなどきゅうふひたいしょうがい  
上記「6. サービス提供の内容（3）介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

### （3）サービス利用の取り消し料金

りょうしゃ りょう と け りょうきん ばあい りょうよていび  
利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日  
とうじつ ごぜん じ どうじぎょうしょ もう で  
当日の午前9時までに当事業所までお申し出ください。

なお りょうびとうじつ ごぜん じ もうしで ばあい  
尚、サービス利用日当日の午前9時までに申出のない場合は、キャンセル  
りょう しょくひ じっぴそうとうがくなど いただ  
料（食費の実費相当額等）を頂きます。

### （4）利用料金のお支払方法

ぜんき りょうきん かげつ けいさん せいきゅう よくげつ  
前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算して請求しますので、翌月2  
にち きんゆうきかんこうざ こうざふりかえ しはら くだ  
7日までに金融機関口座からの口座振替でお支払い下さい。

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

### （1）利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や

ほか じぎょうしょ れんらくちょうせいおよ きんきゅうじ びょういんなど れんらく  
他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにお

いて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては個人

じょうほうしやうどういしょ もと たいおう きろくおよ じょうほう  
情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報について

けいやく しゅうりょうご ねんかんほかん  
は契約の終了後5年間保管します。

えつらん ふくしゃ まどぐちぎょうむじかん ごぜん じ ご ご じ  
※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9時から～午後5時です。

### （2）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそつた対応を行います。

ただ しくちょうおよ かんけいきかん じょうほうていきょう ようせい ばあい りょうしゃ  
但し、市区町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の

どうい こじんじょうほうしやうどういしょ もと じょうほうていきょう いた  
同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

りょうしゃ びょうじょうきゅうへんなど きんきゅうじ すみ いりょうきかん れんらくなど おこな  
利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

ようぼう・くじょうなどもうしたてさきおよぎやくたいぼうし かん そうだんまどぐち  
 10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

ようぼう・くじょうなどもうしたてさき  
 (1) 要望・苦情等申立先

<p>とうじぎょうしよ                  当事業所                  りようそうだんまどぐち                  ご利用相談窓口</p>	<p>まどぐちたんとしや たちばなゆういちろう                  ・窓口担当者 橘 裕一郎                  りようじかん                  ・ご利用時間 9:00 ～ 17:00                  でんわばんごう                  ・電話番号 03 - 5318 - 3711(代表)                  たんとしや ふざい ばあい じぎょうしよじむしよ もう で                  ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出                  ださい。</p>
<p>なかの くしやうがいふくしか                  中野区障害福祉課                  にんていきゅうふかかり                  認定給付係</p>	<p>しよざいち とうきやうとなかのくなかの                  ・所在地：東京都中野区中野4 - 11 - 19                  でんわばんごう                  ・電話番号：03 - 3228 - 8916</p>
<p>(なかのくいがい)                  (中野区以外)</p>	<p>しよざいち                  ・所在地：                  でんわばんごう                  ・電話番号：</p>
<p>うんえいてきせいはいんかい                  運営適正化委員会</p>	<p>とうきやうとしやかいふくしきやうぎかい ふくし うんえいてきせいはいんかい                  東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会                  でんわばんごう                  電話番号 03 - 5283 - 7020                  ファックス 03 - 5283 - 6997                  うけつけじかん げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ                  受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時</p>

だいさんしやいいん  
 (2) 第三者委員

<p>なまえ                  名前</p>	<p>じゅうしよ                  住所</p>	<p>でんわばんごう                  電話番号</p>
<p>わくい くみ こ                  涌井久美子</p>	<p>とうきやうとなかのくやまとちやう                  東京都中野区大和町2-47-10</p>	<p>03-3330-1953</p>
<p>わたなべひろいち                  渡部弘一</p>	<p>ふくしまけんこおりやましあさかまちあらいあざまんかい                  福島県郡山市安積町荒井字萬海24-4</p>	<p>024-945-5513</p>
<p>やまだきやうこ                  山田京子</p>	<p>ふくしまけんこおりやましおおつきまちあざはらのまち                  福島県郡山市大槻町字原ノ町3-2</p>	<p>024-961-5422</p>
<p>いしだこうじゅ                  石田宏寿</p>	<p>ふくしまけんこおりやましかいせい                  福島県郡山市開成3-13-14</p>	<p>024-932-3031</p>

(3) 虐待防止責任者

ぎやくたいぼうしせきにんしゃ 虐待防止責任者	あべのまさあき 安部野正明
---------------------------	------------------

(4) 合意裁判管轄について

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、東京総合保健福祉センター江古田の森の住所を管轄する東京地方裁判所とさせていただきます。

(5) 福祉サービス第三者評価の実施状況

- ①実施状況：実施
- ②実施年月日：令和5年12月11日
- ③実施評価機関名称：特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク
- ④評価機関の開示状況：開示あり

11. 協力医療機関

いりょうきかん めいしょう 医療機関の名称	いりょうほうじんざいだん けんこうかい そうごうとうきょうびょういん 医療法人財団 健貢会 総合東京病院		
り じ ちよう めい 理事長名	わたなべ かずお 渡邊 一夫		
しょ ざい ち 所在地	とうきょうとなかのくえごた 東京都中野区江古田3-15-2		
でん わ ばん ごう 電話番号	03 - 3387 - 5421		
しん りょう か 診療科	ないか せいけいげ か ほか 内科・整形外科 他	にゅう いん せつ び 入院設備	あり 有

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだ しょうぼうけいかくしょ たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
ぼうさいせつ び 防災設備	じどうかさいほうちき ・自動火災報知機	あり 有	ゆう どう とう ・誘導灯	あり 有
	も ほうちき ・ガス漏れ報知機	あり 有	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置	あり 有



<p>しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動、 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしゃ しそう しんこう じゆう ほか りようしゃ たい 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対す しゅうきょうかつどう せいじかつどう およえりかつどう えんりよ る宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮くだ さい。</p>
---	--

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

しゃかい ふくし ほうじん みなみとう ほくふくし じぎょうだん つうしょ じぎょうしょ え ご た もり  
社会福祉法人 南東北福祉事業団 通所事業所 江古田の森のサービス  
ていきょうおよ りょう かいし さい ほんしよめん も と じゅうようじこう せつめい おこな  
提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしょめい しゃかいふくしほうじん みなみとうほくふくしじぎょうだん  
事業所名 社会福祉法人 南東北福祉事業団  
しょうがいしゃしえんしせつ え ご た もり  
障害者支援施設 江古田の森

せつめいしゃしよくめい しめい  
説明者職名： 氏名

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ しゃかいふくしほうじん みなみとうほくふくしじぎょうだん  
私は、本書面に基づいて事業者から社会福祉法人 南東北福祉事業団  
つうしょじぎょうしょ え ご た もり ていきょうおよ りょう じゅうようじこう せつめい  
通所事業所 江古田の森のサービス提供及び利用について重要事項の説明を  
う どうい  
受け、同意しました。

りょうしゃじゅうしょ  
利用者住所：

し めい いん  
氏 名： 印

だいひつしゃしめい ぞくがら  
代筆者氏名： 続柄：( )

みもとひきうけにん みもとひきうけにんけんれんたいほしようにん いっせんまつしょう  
<身元引受人> <身元引受人兼連帯保証人> ※一線抹消

じゅうしょ  
住所：

し めい いん ぞくがら  
氏 名： 印 続柄：( )

れんたいほしようにん みもとひきうけにんけんれんたいほしようにん おなじばあい きにゆうふよう  
<連帯保証人> ※身元引受人兼連帯保証人と同じ場合は記入不要

じゅうしょ  
住所：

し めい いん ぞくがら  
氏 名： 印 続柄：( )